

新公審査答申（情）第15号
令和5年11月10日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

平成31年3月8日付け、新行経第642号の2で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、平成31年1月29日付け新病管第2358号の2により行った決定のうち、実施機関の複数主治医・制度を実施していることを示しているものは、公開請求に係る公文書が存在しないものと認められることから、これを取り消し、改めて非公開決定をすべきである。その余の情報については、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公文書の公開請求

平成31年1月15日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、複数主治医の制度開始年月日、制度開始の背景と経緯、制度を実施していること、制度内容の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

平成31年1月29日、実施機関は、本件請求のうち、複数主治医・制度を実施していることを示すものとして、「是正勧告を受けた新潟市民病院の緊急対応」（以下、「本件対象文書」という。）を本件請求文書と特定して公開とし、その他の本件請求については請求に係る文書を保有していないため非公開とし、あわせて一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年2月20日、審査請求人は、本件決定を不服として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

3月8日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び実施機関の弁明に対する意見書並びに口頭意見陳述聴取結果記録書において、主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 「主治医」とは「新潟市民病院 診療部庶務規定平成25年4月1日全改定（主治医等の責任体制）第5条①主治医患者の診療に主たる責任を有する医師であり、科部長が指名し、当該患者のチーム医療の責任者として職務を行う、と規定されている。また、医師の職業倫理指針平成16年2月「3医師相互の責務（2）主治医の尊重」にも定義されている。
- 2 「複数主治医制」が「患者の理解の下」とは患者にどのように知らせ理解を得たのか。入院計画書に「主治医」の欄がなく、患者は主治医が誰かも知らされず、患者のチームリーダーが病状の説明もできず、「入院中、1回も患者に面談しない主治医もいる。」と発言しているが、どういうことか。いつから「主治医」の欄を削除したのか。「自然発生的に改善運用として始められ」としているが、診療科に任せ、病院としての管理、指導は行われていないのか。
- 3 「診療科単位」「病院単位」で診療を行うよう更なるシフトを進めているとしているが、事務長以下「複数主治医制」をとっているとしているが、病院として明らかにしないのか。
- 4 「病院組織内外に宣言や制度化の明示をしなければ運用開始してはならないものでもない」とは「患者に対しても明示しない」と言うことか。平成30年9月の市民厚生常任委員会で、「複数主治医制」について討議しているが、制度の明示をしないで、委員会に諮れるのか。
- 5 「作成する義務もなく社会的要請も高いとは言えない」としているが、平成29年6月の緊急対応に際し、改めて「複数主治医制の促進」を掲げている以上、「制度開始年月日」「制度開始の背景と経緯」「制度内容」の文書は必要である。
- 6 病院の理念の基本方針に基づけば、少なくとも患者・家族に「主治医」「複数主治医制」について明示しなければならない。「患者さんに信頼される、ぬくもりのある医療をめざす」のであれば、なぜ、明示できないのか理解できない。
- 7 複数主治医制の内容を示すものがなければ、どう患者に説明しているのか。
- 8 公開文書で複数主治医制を促進していることを宣言しているが、自然発生的に始まった、いつから開始されたかわからない制度で宣言できるのか。
- 9 公開文書に「市民の皆さまの理解とご協力をお願いします。」とあるが、制度の内容を示す資料がなくて市民は理解できるのか全く不思議。

なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もして

いるが、当審査会の判断を左右するものではないため取り上げない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

「主治医」とは、一般的にある患者の疾患の診療方針全般に対して責任を有する医師を示す言葉であり、法的定義のあるものではない。「複数主治医制」は、当院では、一人の医師にのみ過重な負担がかからないよう、患者の理解の下、診療科ごとに複数の医師で一人の患者の診療にあたるのが自然発生的に改善運用として始められ、それが他の診療科にも広まったもので、いつから始まったのかは、定かではない。

働き方改革の議論においても、勤務医の負担軽減策の1つとして複数主治医制の導入や促進が示され、当院でも、平成29年6月の緊急対応に際し、「複数主治医制の促進」を掲げ、医師だけでなく多職種で情報共有しながら、診療科単位、病院単位で患者の診療を行うよう更なるシフトを進めている。当院の「複数主治医制」は、病院組織として、導入（開始）をあえて宣言したのもでもなく、導入ときに明確な制度化の明示をしなければ運用開始してはならないものでもない。

当院の複数主治医制は、一部診療科で始まった診療体制の業務運用であり、開始年月日、背景と経緯、内容を示すものは、作成する義務もなく社会的要請も高いとは言えず作成していない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求のうち、本件対象文書を公開とし、新潟市民病院の複数主治医の制度開始年月日、制度開始の背景と経緯、制度内容を示しているもの（以下「本件非公開情報」という。）については、文書を保有していないとして本件決定を行ったところ、審査請求人から公開を求めてなされたものである。以下、審査請求人及び実施機関の主張の妥当性について検討する。

2 複数主治医制について

複数主治医制について、当審査会は実施機関に確認したところ、定義や規定はなく、一般的な用語として使用しており、一人の医師にのみ過重な負担がかからないよう、患者の理解の下、診療科ごとに複数の医師で一人の患者の診療にあたることとの説明があった。また、複数主治医制を規定する法令や国等から示す定義について、当審査会でも調べたが、確認はできなかった。

3 本件決定の妥当性について

(1) 本件対象文書

ア 本件対象文書は、新潟労働基準監督署から医師の労働時間の是正勧告を受け

たことから、平成29年6月6日に発した文書で、実施機関の緊急対応の内容が記載されている。

当審査会は、本件対象文書を特定した理由について、実施機関に確認したところ、本件請求以前から、一部診療科で始まった診療体制の業務運用であり、複数主治医制と明示して始まったものではなく、自然発生的に行われていたため、制度内容が分かるような文書がなかったことや、本件請求時に、複数主治医制という文字が記載されている文書があったことから、本件対象文書として特定したとのことであった。

しかし、請求対象文書を見分したところ、「複数主治医制の促進」との記載が確認できたが、そのことをもって、実施機関が複数主治医制を実施しているとする事実を確認できるとは言えない。

イ さらに、当審査会は、実施機関に、複数主治医制を実施する内容の確認ができる文書の提出を求めたところ、入院診療計画書（以下「計画書」という。）の提出があった。提出された計画書は、本件請求の以前に実際に使用した計画書の写しとして実施機関が保有していたもので、医師が入院患者に診療について説明する際に渡すとのことであった。計画書には、説明医師や看護師の他に、主治医以外の担当者名という欄に複数の医師の名前が記載されていることが確認できた。

ウ また、当審査会は、議会への説明資料についても実施機関から提出させ、確認したところ、「複数主治医制の導入」、「複数主治医制を促進する」という記載が確認されたが、それ以外に複数主治医制の内容が分かる記載は確認できなかった。

エ 当審査会は、その他に「複数主治医制」を実施していることを示す文書の保有について、実施機関に確認したが、本件対象文書や当審査会に提出した文書以外は保有していないとのことであった。

オ 上記2及び3（1）アからエを踏まえると、本件請求における複数主治医制の規定や定義が明確に示されているものではないことから、本件対象文書や計画書をもって、実施機関が複数主治医制の内容を示しているものに該当するとは言えない。

したがって、本件請求文書は存在せず、実施機関が特定した本件対象文書は本件請求文書とは認められないため、実施機関が公開とした決定は取り消されるべきである。

（2）本件非公開情報

ア 本件請求文書のうち、請求に係る文書を作成していないとした本件非公開情報について、当審査会は、実施機関に改めてその保有の確認をしたが、関係する文書は保有していないとのことであった。

イ そうすると、本件非公開情報を作成していないとし、実施機関が特定できる文書の保有はないとする説明には、不合理な点が認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件非公開情報について非公開とした決定は妥当である。

4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
平成31年 3月 8日	実施機関の諮問書を受理
平成31年 3月29日	実施機関の弁明書を受理
平成31年 4月 8日	審査請求人の弁明に対する意見書を受理
令和 5年 9月 6日	審査会開催（第1回）
令和 5年10月13日	審査会開催（第2回）
令和 5年11月 6日	審査会開催（第3回）

（第3部会）

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子